保医発第0629001号
平成１７年６月２９日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
　老人医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長

「介護保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う
通知等の取扱いについて

本日、「介護保険法等の一部を改正する法律」の一部が施行されたことに伴い、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成17年厚生労働省告示第290号）等が公布され、それぞれ同日より適用することとされたところである。

これまで当職において発出した通知（標題を含む。）その他文書（「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準」及び「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定に関する基準」の施行について（平成14年３月８日保発第0308002号保険局長通知）を含む。以下「通知等」という。）の取扱いについては、下記のとおりとするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

次表の左欄にある用語については右欄の用語に改める。

ただし、診療報酬の請求については、平成18年４月請求分までは、従前の例によることも差し支えないこととする。

痴呆の状態	認知症の状態
老人性痴呆疾患治療病棟入院料	老人性認知症疾患治療病棟入院料
老人性痴呆疾患療養病棟入院料	老人性認知症疾患療養病棟入院料
痴呆症状	認知症の症状
痴呆患者	認知症患者

老人性痴呆疾患治療病棟入院医療	老人性認知症疾患治療病棟入院医療
痴呆	認知症
重度痴呆患者	重度認知症患者
老人性痴呆疾患療養病棟入院医療	老人性認知症疾患療養病棟入院医療
痴呆患者在宅療養指導管理料	認知症患者在宅療養指導管理料
老人性痴呆疾患センター	老人性認知症センター
老人性痴呆疾患センター事業実施要綱	老人性認知症センター事業実施要綱
ＭＥＤＥ多面的初期痴呆判定検査	ＭＥＤＥ多面的初期認知症判定検査
国立精研式痴呆スクリーニングテスト	国立精研式認知症スクリーニングテスト
痴呆患者特殊療法料	認知症患者特殊療法料
重度痴呆患者デイ・ケア料	重度認知症患者デイ・ケア料
重度痴呆患者デイ・ケア	重度認知症患者デイ・ケア
重度痴呆患者入院治療料	重度認知症患者入院治療料
痴呆性老人入院精神療法料	認知症老人入院精神療法料
痴呆性老人入院精神療法	認知症老人入院精神療法
痴呆疾患	認知症疾患
（老痴治１）第　　号	（老認治１）第　　号
（老痴治２）第　　号	（老認治２）第　　号
（老痴療）第　　号	（老認療）第　　号
老人性痴呆疾患治療病棟	老人性認知症疾患治療病棟
痴呆加算	認知症加算
「「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」	「「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」
老人性痴呆疾患患者	老人性認知症疾患患者
痴呆性老人指導	認知症老人指導
老人性痴呆疾患療養病棟	老人性認知症疾患療養病棟
当該老人性痴呆疾患療養病棟	当該老人性認知症疾患療養病棟
当該痴呆疾患療養病棟	当該老人性認知症疾患療養病棟

重度の痴呆	重度の認知症
痴呆等	認知症等
（痴デⅠ）第　　号	（認デⅠ）第　　号
（痴デⅡ）第　　号	（認デⅡ）第　　号
重度痴呆患者入院治療	重度認知症患者入院治療
（重痴治）第　　号	（重認治）第　　号
当該重度痴呆病棟	当該重度認知症病棟
痴呆性老人	認知症の老人
重度痴呆入院治療	重度認知症患者入院治療
重度痴呆疾患入院治療等	重度認知症疾患入院治療等
「老人性痴呆疾患治療病棟施設整備基準」	「老人性認知症疾患治療病棟施設整備基準」
「老人性痴呆疾患治療病棟施設整備基準について(通知)」	「老人性認知症疾患治療病棟施設整備基準について(通知)」
重度痴呆患者入院治療等	重度認知症患者入院治療等
重度痴呆老人数	重度認知症の老人数
重度痴呆老人	重度認知症老人
「老人性痴呆疾患療養病棟施設整備基準」	「老人性認知症疾患療養病棟施設整備基準」
「老人性痴呆疾患療養病棟入院医療の施設基準の運用について(通知)」	「老人性認知症疾患療養病棟入院医療の施設基準の運用について(通知)」
「重度痴呆患者入院治療及び老人性痴呆疾患治療病棟の施設基準の運用について(通知)」	「重度認知症患者入院治療及び老人性認知症疾患治療病棟の施設基準の運用について(通知)」
痴呆対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
重度痴呆患者デイ・ケア等	重度認知症患者デイ・ケア等
当該重度痴呆患者デイ・ケア等	当該重度認知症患者デイ・ケア等
「痴呆」	「認知症」
「痴呆デイ(Ⅰ)」	「認知症デイ(Ⅰ)」
「痴呆デイ(Ⅱ)」	「認知症デイ(Ⅱ)」
「重痴入院」	「重認入院」
「痴治１入」	「認治１入」

「痴治２入」	「認治２入」
「痴療入院」	「認療入院」